

環境省＜実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(素案)＞パブリックコメントに対する意見書

平成 18 年 2 月 3 日

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 御中

日本実験動物環境研究会として、素案に対する意見を提出させていただきます。

氏名(会長)：朱宮正剛

団体名：日本実験動物環境研究会

住所(事務局)：113-8421 東京都文京区本郷 2-1-1

順天堂大学大学院医学研究科アトピー疾患研究センター内

電話番号：03-5802-1592

意見

＜実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(素案)＞

＜該当箇所＞

第 1 一般原則

1 基本的な考え方

動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その利用に当っては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代り得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮すること、及びその利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によって行うことを徹底するために、動物の生態及び習性に配慮し、動物に対する感謝の念及び責任をもった適正な飼養及び保管並びに科学上の利用に務めること。また、実験動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺的生活環境の保全に努めること。

＜修正文＞

1 基本的な考え方

動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものである。しかしながら、その利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、**動物の代替、使用数の削減、ならびに動物への苦痛軽減に努めなければならない。**そのためには、動物の生態及び習性に配慮し、**動物の安寧と適切な環境富化に努め、**動物に対する感謝の念及び責任をもった適正な飼養及び保管並びに科学上の利用**に努めなければならない。**さらに、実験動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺的生活環境の保全に**努めなければならない。**

＜理由＞

文章が長すぎて理解しにくいため。

タイトルに「苦痛の軽減」を入れられた事には意義がある。

「苦痛の軽減」は 3R の refinement に対応する用語として用いられていると思われる。これまで refinement は実験処置における苦痛軽減配慮としてのみの狭義に解釈されることが多いが、3R における refinement は、単に肉体的苦痛だけでなく、ストレスなど心理的苦痛をも含めた内容を意味している。そのため苦痛軽減は実験動物の全生涯にわたって安寧 (well-being) に配慮すべきであり、飼養および動物実験の環境富化 (enrichment) に努めるべきことを強く表現されたものと理解される。

< 該当箇所 >

第3 共通基準

1 動物の健康及び安全の保持

(1) 飼養及び保管の方法

実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

- ア. 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適正に給餌及び給水を行うこと。
- イ. 実験動物が実験等の目的に係る傷害以外の傷害を負い、又は実験等の目的に係る疾病以外の疾病にかかることを予防する等必要な健康管理を行うこと。また、実験等の目的に係る傷害以外の傷害を負い、又は実験等の目的に係る疾病以外の疾病にかかった場合にあつては、実験等の目的に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行うこと。
- ウ. 実験動物管理者は、施設への実験動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な検疫、隔離飼育等を行うことにより、実験実施者、飼養者及び他の実験動物の健康を損ねることのないようにするとともに、必要に応じて飼養環境への順化・順応を図るための措置を講ずること。
- エ. 異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、その組合せを考慮した収容を行うこと。

< 修正文 >

(1) 飼養及び保管の方法

実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

- ア. 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、**実験動物の安寧と適切な環境富化をはかるよう努めること。**
- イ. 実験動物が実験等の目的に係る傷害以外の傷害を負い、又は実験等の目的に係る疾病以外の疾病にかかることを予防する等必要な健康管理を行うこと。また、実験等の目的に係る傷害以外の傷害を負い、又は実験等の目的に係る疾病以外の疾病にかかった場合にあつては、実験等の目的に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行うこと。
- ウ. 実験動物管理者は、施設への実験動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な検疫、隔離飼育等を行うことにより、実験実施者、飼養者及び他の実験動物の健康を損ねることのないようにするとともに、必要に応じて飼養環境への順化・順応を図るための措置を講ずること。
- エ. 異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、その組合せを考慮した収容を行うこと。

< 理由 >

実験動物の飼養の内容を給餌及び給水に限定すべきではなく、動物の安寧 (well-being) と環境富化 (environmental enrichment) に配慮した飼養に努める必要がある。

< 該当箇所 >

(2) 施設の構造等

管理者は、実験動物の飼養又は保管については、次の事項に留意し、その生理、生態、習性等に応じた適切な施設の整備に努めること。

- ア. 実験等の目的に支障を及ぼさない範囲で、個々の動物が、自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたき、泳ぐ等日常的な動作を容易に行うための広さ及び空間を備えること。
- イ. 実験等の目的に支障を及ぼさない範囲で、実験動物に過度なストレスがかからないように、適切な温度、換気、明るさ等を保つこと。

- ウ. 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理が容易な構造とするとともに、実験動物が、突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等をうけるおそれがない構造とすること。

< 修正文 >

(2) 施設の構造等

管理者は、実験動物の飼養又は保管については、次の事項に留意し、その生理、生態、習性等に応じた適切な施設を設け、**実験動物の安寧と適切な環境富化をはかるよう努めること。**

- ア. 実験等の目的に支障を及ぼさない範囲で、個々の動物が、自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたき、泳ぐ等日常的な動作を容易に行うための広さ及び空間を備えること。
- イ. 実験等の目的に支障を及ぼさない範囲で、実験動物に過度なストレスがかからないように、適切な温度、換気、明るさ等を保つと同時に、**飼育密度を適正にして飼育環境富化をはかること。**
- ウ. 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理が容易な構造とするとともに、実験動物が、突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等をうけるおそれがない構造とすること。

< 理由 >

実験動物の飼養及び保管には、実験動物の安寧が担保されていることが重要であり、そのための適切な環境富化、適切な生活空間、快適な生活環境を設定する必要がある。

施設・設備の設定には設計の基となる「ケージの大きさ」、「飼育室の環境条件」の基準値が不可欠であり、本基準の解説などで明示して頂きたい。